

虐待防止のための指針

株式会社 grow.mam

キッズデイかのん

1 虐待防止に関する基本的な考え方

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。又、その為の基本的な考え方として本指針を定め、職員一人一人が障害者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐように努めることとする。

2 虐待の定義

◎身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷や痣などの痛みを与えること。又、身体を縛りつけるなど過剰な行為によって身体の動きを抑制すること。

【具体的な例】

平手うちをする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食物や飲み物を口に入れる、やけど、打撲、身体拘束(柱や椅子、バッド等に縛りつける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理都合で睡眠薬を服用させる等)

◎性的虐待

性的な行為やそれを強要すること(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意か否かを見極める必要がある)

【具体的な例】

性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスをする、卑猥な言葉を発したり会話する、卑猥な映像を見せる、更衣やトイレ等の場면을覗いたり映像や画像を撮影する等

◎心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

「ばか」「あほ」等の障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する等

◎放棄 放置

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境、身体、精神的状態を悪化させること。

【具体的な例】

食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態を悪化させる、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ゴミを放置したままにしてある等の劣悪な住環境の中で生活をさせる、病気や怪我をしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する等。

◎経済的虐待

本人の同意なしに(あるいは騙す等して)財産や年金の金銭を勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分や運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない又は使わせない、本人の同意なしに年金等の財産を管理して渡さない

3 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 管理者の責務

- ①虐待内容及び原因解決策の責務
- ②虐待防止の為の当事者との話し合い
- ③虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止対策担当者の責務

- ①虐待防止検討委員会の開催
- ②虐待防止の為の指針作成と見直し
- ③虐待防止の為の研修会の実施

(3) 虐待防止検討委員会の責務

- ①利用者からの虐待通報の受付
- ②職員からの虐待通報の受付
- ③虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④虐待内容を管理者へ報告

委員長	児童発達支援管理責任者	川口 由美子
副委員長	児童指導員	笠田 望実
委員	保育士	嶋藤 佳奈子
委員	保育士	柴尾 和歌子

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止の為の研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 研修の実施は年1回以上行います。又、新規採用時には必ず虐待の防止の為の研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容、研修資料、実施概要、出席者等を電磁的記録等により保存します

当施設の職員は虐待・不適切な支援を未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供するサービスの点検、虐待に繋がりがかねない不適切な支援の改善、支援の質を高める取り組み
- (3) 職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と支援等に対する理解を高める取り組み教育等の取り組み。
- (4) 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知する取り組み。

5 虐待発生時の報告・対応に関する基本方針

- (1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者又は職員から虐待又はその疑いの通報があった場合は、本指針に沿って対応する。

②利用児童に対して虐待等が疑われる場合は、虐待防止対策担当者と管理者に速やかに報告するとともに、区市町村に報告し、速やかに解決に努める。

③緊急性の高い場合は、区市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先する。

(2)虐待に対する職員の責務

①事業所内における障害児虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

②虐待防止検討委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに管理者へ報告し、管理者は虐待防止検討委員会を開催し速やかに区市町村に通報しなければならない。

③必要に応じて関係機関や地域住民等に対して説明して報告を行う。

附則

この指針は令和4年4月1日から施行する